

令和5年度

第2回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和5年5月8日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和5年度第2回農業委員会総会を大多喜町役場大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農非農地判断について

議案第3号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について

<報告事項>

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について

報告第4号 利用権の終了について

<出席委員> (9名)

2番委員：佐川 順一郎

3番委員：渡邊 さなえ

4番委員：森 紀久嗣

5番委員：鈴木 孝一

6番委員：井口 峰幸

7番委員：小高 康熙

8番委員：矢代 とみ江

9番委員：末吉 章二

10番委員：渡辺 忠洋

<欠席委員> (1名)

1番委員：加曾利 益弘

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

<p>事務局長 (秋山)</p>	<p>開 会 (午後 1 時 5 9 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 5 年度第 2 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、9 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。 なお、加曽利委員から欠席の連絡をいただいておりますので報告します。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>(渡辺議長あいさつ)</p> <p>本日は大変お忙しい中、令和 5 年度第 2 回総会にお集まりいただき、ご苦労様でございます。</p> <p>私の地区の田植えもほぼ終わり緑一色になっております。昨年と比べて非耕作地が増えたように思えます。8 月の調査でどうなるかが不安なのですが、現状維持が出来ればよいと思います。</p> <p>何とか農業の立ち行きを見極める年にしていけたらと思います。なかなか状況は厳しいと思っております。</p> <p>これから暑くなってくるので、例年と同様に 5 月から 10 月はクールビズということで、ノーネクタイで上着の着用もしなくてよいということにしたいと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
<p>事 務 局 (寺井)</p>	<p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。</p> <p>8 番の矢代委員、9 番の末吉委員をお願いします。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>1 頁をお開きください。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請</p>

があったので、その可否について意見を求める。

番号8。所在：平沢地先。地目：田。地積：972 m²。譲渡人：愛知県の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/高齢であり今後耕作は不可能であるため、現在耕作している譲受人に譲渡したい。譲受人/自作地に隣接しており作業しやすいため。又、申請地を取得し規模拡大を図る為。権利内容：所有権移転。報告第3号と関連があります。

番号9。所在：船子地先。地目：田。地積：2,659 m²。譲渡人：東京都の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/高齢であり今後耕作は不可能であるため、現在耕作している譲受人に譲渡したい。譲受人/自作地に隣接しており、現在耕作していることから譲り受けるものとしたい。権利内容：所有権移転。

番号10。所在：弥喜用地先。地目：畑。地積：203 m²。譲渡人：市原市の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/親子ともに高齢で耕作未経験のため小作者に譲渡したい。譲受人/自所有地との割田で小作をしている申請地を取得し、経営の安定化を図る為。権利内容：所有権移転。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

議案第1号、番号8については、渡邊委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。

渡邊委員
(3番)

番号8について、4月28日14時頃から事務局、譲受人と現地調査を行ってきましたので報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

以前も譲受人から近隣の農地について3条の申請がされておりましたが、1筆残っていたということでの申請となります。

事務局からの説明もありましたが、29条の届出で一部に農業用倉庫を建てるという届出もされているので、合わせて報告します。

現地は、複雑な形をしているのですが、一部には元々家が建っていたようですが、現在は更地となっており整地されており、その場所に農業用倉庫を建てる予定だそうです。

その他の場所には、防火水槽があり残っている場所には果樹等を植えるそうです。

問題はないと思います。

ご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

果樹は何を植える予定ですか。

渡邊委員 (3 番)	ブルーベリー、栗だそうです。
小高委員 (7 番)	基盤整備等はされていないのですか。
渡邊委員 (3 番)	されていないです。
小高委員 (7 番)	申請地に防火水槽があるのですか。
渡邊委員 (3 番)	そのとおりです。
議長 (渡辺会長)	他に質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号8について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号8につきましては許可することで決定いたします。
	続きまして、番号9については、井口委員が現地調査を担当しましたので報告をお願いします。
井口委員 (7 番)	番号8ついて、4月24日9時30分から譲受人、矢代委員、小高委員と現地調査を行ってきましたので報告します。
	申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。
	現況は、耕作放棄地となっております。
	譲受人は、畑に転換して使用し、サツマイモ、じゃがいも、落花生を作付けし、福祉施設に利用させたいということです。
	隣の土地も畑地化した時に道路側は湿地化しており、畑としての利用は困難と思います。
	私の意見として、許可申請の内容は問題ないと思いますが、昨年来、周辺の不耕作の水田を地主の要請で購入し畑地に転換し利用すると言っておりますが、住宅地への転用を目的に農地を買っているようにも思えます。
	作付け計画もしっかりしてなく、採算を度返しした農地の取得は

<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>おかしいと思います。たしかに町の人口減少に対して優良な住宅地の提供は町の振興上大切とは思いますが、このような取得が良いのかどうか考えさせられる案件です。 ご審議の程お願いいたします。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>農振農用地の定義はなんですか。</p>
<p>事務局 (鈴木)</p>	<p>本町では、基盤整備した場所のみではなく農地として効率よく利用できる場所等を指定しております。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>基盤整備には多額の税金が投入されているということを考えると、公共福祉、公共財ということで考えると基盤整備されたところは農地として使っていくようにした方が合理的だと思います。 だからと言って、基盤整備がされていない場所を使わなくて良いという訳ではないですが。 基盤整備をした場所は、農業振興を強く進めた方が良いと思います。</p>
<p>事務局 (鈴木)</p>	<p>今回の申請はあくまでも3条の申請のため農地として使うということです。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>申請者は32,000㎡の土地を所有しており、農業事務所の見解だと、畑作は1人当たり10,000㎡程度が適当だということだったと思いますので、30,000㎡以上を耕作しているというのは疑念があります。 他市では、3条で土地を取引する場合は、所有している農地を適正に管理されている場合のみ許可をしているということだと聞いているのですが、井口委員の言われるような懸念があるようなら、農業委員会として対応を考える必要があるのではないのでしょうか。</p>
<p>森委員 (4番)</p>	<p>今回の申請地は農振農用地のため、農地以外に使用する場合は除外が必要になるので、除外することは厳しいと聞いているのですがどうでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>農振農用地を除外するには、きちんとした理由等が必要になるの</p>

(鈴 木)	で、安易には除外は出来ないと思います。
小 高 委 員 (7 番)	申請者には、話はしてあるのですか。
事 務 局 (鈴 木)	前年度に会長を含めて話をしており、その後も申請のたびに話はしております。
渡 邊 委 員 (3 番)	耕作放棄の年数はどれくらいなのですか。
井 口 委 員 (7 番)	譲受人の話だと5年位だそうです。
議 長 (渡辺会長)	それでは特にご質問がないようですので、番号9について許可することとしてご異議ございませんか。
森 委 員 (4 番)	現状だと許可するしかないと思います。
議 長 (渡辺会長)	取得後の調査をすることを徹底していくことで、今後は対応したいと思えます。 今回については、許可することとしたいと思いますがいかがでしょうか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号9につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号10については、渡邊委員が現地調査を担当しましたので報告をお願いします。
渡 邊 委 員 (3 番)	番号10について、4月28日13時30分から譲渡人、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、道路沿いにあり低木等が生えている状況でした。 今後は、重機を使用して整地後に栗の木を植える予定だそうです。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。

議 長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。
井 口 委 員 (7 番)	無償となっておりますが、両者は親戚ですか。
渡 邊 委 員 (3 番)	親戚だそうです。
議 長 (渡辺会長)	譲受人は、何を植えるのですか。
渡 邊 委 員 (3 番)	栗の木を植えるそうです。
佐 川 委 員 (2 番)	栗の木を植えるということですが、有害鳥獣対策はどうするのですか。
渡 邊 委 員 (3 番)	フェンス等で対策はするとのことでした。
議 長 (渡辺会長)	付近に水路があるようですが、湿地なのではないでしょうか。
渡 邊 委 員 (3 番)	水路は2 m位下にあるので大丈夫です。
議 長 (渡辺会長)	他に質問はありますか。
	それでは特にご質問がないようですので、番号10について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	————— 「異議なし」の声あり —————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号10につきましては許可することで決定いたします。
	続きまして、議案第2号「非農地判断について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	2頁をご覧ください。 議案第2号「非農地判断について」次の土地は、調査の結果農地法

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議を求める。 番号1。所在：久我原地先。地目：田。地積 370 m²。所有者：町内の方。事由：先代が所有していた時から山林の状態であった。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。 議案第2号、番号1については、鈴木委員が現地調査を担当してくださいましたので報告をお願いします。</p>
<p>鈴木委員 (5番)</p>	<p>議案2号番号1について、5月1日に現地に行く道等が無いため航空写真で判断をしたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。 航空写真のとおり、山林となっております。 ご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺委員)</p>	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号1について非農地として判断することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議 場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (委員)</p>	<p>異議なしと認め、番号1につきましては非農地として判断することと決定いたします。 続きまして議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。 それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (寺井)</p>	<p>3頁をご覧ください。 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。 1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり 2. 公告を予定する日：令和5年5月10日</p>

	<p>すべて新規の案件です。 事務局からの説明は以上です。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
小 高 委 員 (7 番)	<p>5-11の案件は、斡旋の希望があり成立していると思うのですが、推進委員等が関与したのでしょうか。</p>
事 務 局 (寺 井)	<p>委員等の関与はありませんでした。</p>
小 高 委 員 (7 番)	<p>契約期間が30年の案件があるのですが、今までは5年とか10年が大半だったのですが、どうなのでしょう。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>借受者は、何歳の方なのですか。</p>
事 務 局 (寺 井)	<p>56歳です。</p>
佐 川 委 員 (2 番)	<p>地元の方ですか。</p>
事 務 局 (鈴 木)	<p>最近ではないですが、移住された方です。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>農業会議等で借入期間の上限等はあるのですか。</p>
事 務 局 (寺 井)	<p>農業会議の見解だと30年という設定は出来るが、市町村の基本構想だと5年から10年が多いので、それに合わせるのもひとつの案ですとのことでした。</p>
矢 代 委 員 (8 番)	<p>今まで大多喜町は、最高10年で継続という形でしたので、30年は長すぎるので、10年として継続する形としたら良いのではないのでしょうか。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>期間を10年にしてもらい許可することとしてどうでしょうか</p>

議 場	<p style="text-align: center;">———— 「なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>ご質問がないようですので、番号5-9から5-12については、期限を変更して決定することにご異議ございませんか。</p>
議 場	<p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号5-9から5-11について原案のとおり決定することとします。</p>
事 務 局 (寺 井)	<p>それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。</p>
	<p>4項をご覧ください。</p>
	<p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について」</p>
	<p>下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。</p>
	<p>番号5-4 所在・横山地先。地目：田 1,947 m²。権利：相続 届出人：町内の方</p>
	<p>他、5-13まで9件の届け出がありました。</p>
	<p>報告第1号は以上です</p>
	<p>報告第2号「農地の転用事実に関する照会について」下記のとおり千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。</p>
	<p>番号1。所在：久我原地先。地目：畑。地積：347 m² 他2筆 合計3筆 776 m²。変更登記地目：山林。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。照会地は、3筆とも進入路がなく立入困難な場所のため、航空写真により判断を行った。各筆の周囲の地目も山林や原野であるため、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者：松戸市の方。</p>
	<p>番号2。所在：久我原地先。地目：田。地積：307 m² 他1筆 合計2筆 935 m²。変更登記地目：山林。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。照会地1216番はタケが密生し、雑木が生えていたため、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。</p>

照会地 1217 番は筆一面にタケが生え、雑木や草により荒廃化していたため、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者：松戸市の方。

番号 3。所在：久我原地先。地目：畑。地積：72 m² 他 1 筆 合計 2 筆 495 m²。変更登記地目：山林。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。照会地は、夷隅川沿いに位置し、2 筆ともに筆一面にタケが密生しており、照会地の周囲も荒廃化が進んでいるため農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者：松戸市の方。

番号 4。所在：久我原地先。地目：畑。地積：1,145 m² 他 1 筆 合計 2 筆 1,768 m²。変更登記地目：山林。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。照会地久我原 1774 番の現況は、柿木が生えているものの管理されておらず、雑木や草が生え荒廃化しているため農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。照会地同字 1776 番の現況は、筆のほぼ一面にタケが生え、雑木や草も生え荒廃化しているため農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者：松戸市の方。

報告第 2 号は以上です

報告第 3 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に関する農地転用の届出について」下記のとおり、届出があったので報告する。

番号 1。所在：平沢地先。地目：田。地積：972 m²の内 24 m²。転用の目的に係る施設、建築面積及び数量：農業用資材置場 1 棟 24 m²。届出者：町内の方。工事期間：令和 5 年 5 月 15 日から 5 月 30 日まで

番号 2。所在：八声地先。地目：畑。地積：2,233 m²の内 14.53 m²。転用の目的に係る施設、建築面積及び数量：農業用倉庫 1 棟 14.53 m²。届出者：町内の方。工事期間：令和 5 年 5 月 30 日から 6 月 30 日まで
報告第 3 号は以上です。

報告第 4 号「基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画（利用権終了）について」下記のとおり、基盤強化法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知）の第 9 の 3 の（4）の④の規定により、通知を行ったことを報告する。

番号 3。所在：笛倉地先。地目：田 2 筆。地積：1,302 m²。貸付人：町内の方。借受人：町内の方：解約事由 期間満了による。他 4 件です。

報告第 4 号は以上です

報告事項は以上となります。

議 長
(渡辺会長)

以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

	続きまして議事日程6「その他」に入ります。
事務局 (鈴木)	研修について協議をお願いします。
小高委員 (7番)	会長が決めていただきたいと思います。
議長 (渡辺会長)	コロナ等の状況によりますが、本町の状況に似た地域で研修することを検討したいと思います。
小高委員 (7番)	地域計画はどのようになっているのでしょうか。
事務局 (鈴木)	5月中に弓木地区への調査の発送をする予定です。 その他の地区については、認定農業者等がいる地域を優先して作成する予定です。
議長 (渡辺会長)	他に意見がないようなので以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局長 (秋山課長)	以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。
	閉会(午後3時25分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年5月8日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 朱代 とも子

署名委員 来吉 章二